



日・インド租税条約改正議定書



背景

- 2014年9月、両国首脳は「日インド特別戦略グローバル・パートナーシップのための東京宣言」を発出。その中で、今後5年間で3.5兆円規模の官民投融資の実現、日本の対印直接投資と対印進出日系企業数の倍増等を内容とする「日印投資促進パートナーシップ」を表明。(2014年度の対印直接投資額:2,758億円)
- 現行条約は1989年に発効、2006年に一部改正。その後、対印進出日系企業数の増加が加速。
(2014年10月現在の対印進出企業数は、2008年10月現在と比し倍増)
- 脱税等に対処するための税務当局間の協力枠組みを最新の国際標準に合わせて強化する必要性。



主な内容

二重課税の回避のため、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲を更に限定。

◆利子免税の対象の拡大【改正議定書第1条:条約第11条】

- (1) 政府等によって保険の引受けが行われた債権に関して支払われる利子の免税
- (2) 利子免税の対象となる機関((独)日本貿易保険(NEXI)等)を追加

脱税・租税回避行為を防止するための税務当局間の協力規定を拡充。

- ◆脱税等の防止のための税務当局間での情報交換の対象を拡充【改正議定書第2条:条約第26条】
- ◆相手国の租税債権の徴収共助のための規定を導入【改正議定書第3条:条約第26条のA】

期待される効果

- 源泉地国での課税権の範囲を更に限定し、両国間での一層の二重課税の調整が図られる。
- 租税回避行為や脱税への対処により、両国間の健全な投資・経済交流や人的交流が促進される。

- 人口：
約12億9,530万人(2014年)
- 一人あたりGDP：
1,596米ドル(2014年)
- 在留邦人：
8,313人(2014年10月)
- 進出日系企業：
1,209社(2014年10月)
- 進出分野：
自動車・IT・製薬等

(参考)

- インドは、米国、英国、中国等96か国との間で租税条約を締結済み。
- 両首脳の年次相互訪問に合意。2014年9月にモディ首相が訪日。2015年12月に安倍総理がインドを訪問。
- 2015年12月に署名(於ニューデリー)。